

産業廃棄物に関する法律

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、法第十二条第一項に定められた運搬又は処分に関する基準に従わなければならない。

- * 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- * 悪臭、騒音、振動で支障が生じないように必要な措置をすること。
- * 産業廃棄物の飛散及び流出や悪臭の流出をするおそれのない密閉容器、運搬車両を用いること。
- * 施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように、必要な措置を講ずること。
- * 運搬車両の外側の見やすい位置に、ステッカー、ペイント等で表示し、かつ、運搬中の産業廃棄物に関する書類を備え付けておくこと。

収集運搬における具体的適用等

- ・ 飛散や流出防止のため、産業廃棄物やその容器は丁寧に扱う。
- ・ 運搬車両については、アイドリングストップを励行する。
- ・ 液状の廃棄物を運搬する場合は、タンク車を使用する。
- ・ 積み込み等に、重機を使う場合は可能な限り低騒音型のものを使用する。
- ・ 臭気の強い産業廃棄物の場合は、密閉容器を用い、車両に積載後カバー（ほろ）を掛ける。

【注意点】子会社や下請け業者・取引業者が運搬する場合は、自己運搬ではなく、収集運搬業の許可が必要となります。

騒音規制法・振動規制法

工場または事務所に設置される施設のうち、著しい騒音を発する施設を「特定騒音」と呼びます。また建設工事における著しい騒音を発する作業を「特定建設作業」と定義し、騒音規制法施行令にて規制をしております。

同様に振動規制法につきましても特定建設作業と定義しており規制の対象となっております。

いずれの場合も作業開始7日前までに各市町村まで所定の届出を必要とします。

【騒音にかかる特定建設作業】

- 1・杭打ち機、杭抜き機、圧入式を除く杭打ち杭抜き機、びょう打ち機、削岩機を使用する作業
- 2・空気圧縮機（電動を除く15kW以上）を削岩機以外の動力として使用する作業
- 3・容量0.45m³以上のコンクリートプラントまたは重量200kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業（モルタル製造のみのプラントを設けて行う作業を除く）
- 4・定格出力80kW以上のバックホー作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 5・定格出力70kW以上のトラクターショベル作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 6・定格出力40kW以上のブルドーザ作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 7・その他都道府県条例によって規制を受ける作業

【振動にかかる特定建設業】

- 1・杭打ち機（もんけんを除く）、杭抜き機、圧入式を除く杭打ち杭抜き機を使用する作業
- 2・鋼球を使用して建築物などの工作物を破壊する作業
- 3・舗装版破砕機を使用する作業
- 4・手持ちを除くブレーカーを使用する作業